

基発第 1202001 号
平成 20 年 12 月 2 日
改正 基発 0603 第 2 号
平成 28 年 6 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会
・経済産業省との通報制度等について

下請取引の適正化は、下請事業者の経営の安定・健全性を確保する上で重要であるほか、労働者の労働条件の確保・改善にも資するものであることから、平成 20 年 12 月 2 日より、公正取引委員会・経済産業省との通報制度等を実施している。

今般、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「長時間労働の背景として、親事業者の下請代金法・独占禁止法違反が疑われる場合に、中小企業庁や公正取引委員会に通報する制度を構築し、下請などの取引条件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを構築する」とされたことを踏まえ、通報制度の対象事案を拡充することとしたので、この的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本件については、公正取引委員会、経済産業省と協議済みであることを申し添える。

記

1 通報制度等の概要

(1) 通報制度

労働基準監督機関において、事業場に対する監督指導を実施した結果、労働基準法第 24 条違反や同法第 32 条違反等の労働基準関係法令違反が認められ、当該違反の背景に下記ア又はイに該当する行為（いわゆる「下請たたき」に当たる行為）が存在しているおそれのある事案を把握した場合、下請事業者又は特定物流事業者（以下「下請事業者等」という。）の意向を踏まえつつ、かつ、秘密保持に万全を期した上で、公正取引委員会又は経済産業省に当該事案を通報するものとする。

ア 親事業者による下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条の違反行為

イ 荷主による「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）に該当する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 19 条の違反行為

なお、通報事案を把握し、これを通報する場合、下請事業者等において、下請法第 4 条違反又は物流特殊指定に該当する独占禁止法第 19 条違反の改善が図られるまで労働基準関係法令違反の是正が猶予されるとの誤解が生じないように、下請事業

者等に対して十分に説明することとする。

(2) 相談窓口の教示等

下請事業者等が通報を希望せず、公正取引委員会又は経済産業省への取次ぎを求める場合、労働基準監督機関においては、下請法又は物流特殊指定に関するパンフレット等を配布するなどにより、下請法に関しては公正取引委員会又は経済産業省へ、物流特殊指定に関しては公正取引委員会へ直接相談等を行うよう教示することとする。

また、事業場に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められない場合であっても、下請事業者等の意向等を踏まえ、必要に応じ下請法又は物流特殊指定に関するパンフレット等を配布するなどにより、相談窓口の教示等に努めるものとする。

2 通報事案

労働基準監督機関において、事業場に対する監督指導を実施した結果、労働基準法第23条、第24条、第32条、第35条、第37条又は最低賃金法第4条違反が認められ、当該違反の背景に親事業者による下請法第4条の違反行為に該当する行為又は特定荷主による物流特殊指定に該当する独占禁止法第19条の違反行為に該当する行為が存在しているおそれのある事案とするものとする。

3 通報の方法・時期

上記2の通報事案については、本省から公正取引委員会又は経済産業省あて通報することとするので、違反事業場の所在地を管轄する労働基準監督署は、事案を把握した都度、都道府県労働局（以下「局」という。）へ報告し、局においては、速やかに本省へ報告すること。

本省においては、通報事案を公正取引委員会又は経済産業省に速やかに通報することとする。

4 通報事案の処理

公正取引委員会又は経済産業省に対し通報した事案については、公正取引委員会又は経済産業省との的確な連携を図る観点から、その処理状況等について一定期間ごとに本省に対し報告されることとなっていること。